

調布市, 日野市, 狛江市, 多摩市, 稲城市成年後見制度利用促進基本計画 調布市の取組(案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和2年12月21日(月)～令和3年1月22日(金)
- (2) 周知方法 令和2年12月20日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所3階福祉総務課, 公文書資料室, 神代出張所, みんなの広場(たづくり11階), 各図書館・各公民館・各地域福祉センター(染地・入間を除く), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 総合福祉センター, 教育会館1階
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接又は郵送, FAX, Eメールで市役所福祉総務課まで提出
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 4件(1人)

<提出意見の内訳>

全般に対する意見	0件
1 「策定の背景と目的」に対する意見	0件
2 「調布市の取組の位置付け」に対する意見	0件
3 「調布市の取組の期間」に対する意見	1件
4 「計画の体系」に対する意見	0件
5 「市の成年後見制度に関する現状」に対する意見	2件
6 「調布市の取組の展開」に対する意見	1件
7 「調布市の取組の進行管理」に対する意見	0件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

3 調布市の取組の期間

案	No	御意見等の概要	市の考え方
2ページ	1	調布市の取組については令和3年度～令和5年度とあります。令和2年度は、どのような位置づけとなりますか。	調布市の取組は、「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」（共通計画）の目標実現に向け、計画期間を令和3年度から令和5年度としております。令和2年度については、共通計画の実現に向けた調布市の取組を検討するとともに、成年後見制度の利用促進に向けた周知・啓発期間であると考えております。

5 市の成年後見制度に関する現状

案	No	御意見等の概要	市の考え方																																																								
4～6ページ	2	2. 統計資料の期間は、①1月1日～12月31日、又は②4月1日～翌年3月31日の何れになりますか？因みに家庭裁判所の成年後見制度統計は①となっています。	統計内容によって統計期間は異なっており、年表記の統計は、1月1日から12月31日まで、年度表記の統計は、4月1日から翌年3月31日までの期間で記述しております。																																																								
5ページ	3	<p>3. 調布市の成年後見制度の関連統計を、下記致します。</p> <p>1) 成年後見制度相談件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成26年</th> <th>27年</th> <th>28年</th> <th>29年</th> <th>30年</th> <th>令和1年</th> <th>令和2年実推</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>256</td> <td>264</td> <td>271</td> <td>266</td> <td>229</td> <td>197</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 成年後見制度市長申立件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>27年</th> <th>28年</th> <th>29年</th> <th>30年</th> <th>令和1年</th> <th>令和2年実推</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症</td> <td>11</td> <td>24</td> <td>11</td> <td>22</td> <td>9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>知的</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13</td> <td>26</td> <td>15</td> <td>28</td> <td>16</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・統計期間が①ならば、令和2年実推をご記入ください。</p> <p>・1)相談件数が平成28年から漸減傾向にあります。なぜだと思われますか？</p> <p>・2)令和1年の申立件数の認知症・知的・精神・その他別 内訳の相談件数は、どのような件数になっていますか？</p>	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和1年	令和2年実推	256	264	271	266	229	197			27年	28年	29年	30年	令和1年	令和2年実推	認知症	11	24	11	22	9		知的	1	0	1	1	0		精神	1	2	3	2	1		その他	0	0	0	3	6		計	13	26	15	28	16		<p>3.</p> <p>・「成年後見制度相談件数」は年度（4月1日から翌年3月31日まで）での統計となります。令和2年度については、年度の統計が確定していないため、令和元年度までの実績を記載しています。</p> <p>「成年後見制度市長申立件数」は年（1月1日から12月31日まで）での統計となります。</p> <p>令和2年の項目を追加しました。</p> <p>また、令和元年についても、案から数値の変更がありましたので、反映しています。</p> <p>・1) 成年後見制度の相談件数は、平成29年度から令和元年度にかけて減少しています。これは近年、福祉に関する専門的な相談支援機関等が拡充されてきていることから、相談者のニーズに合わせて、各相談支援機関等において、それぞれ相談支援がなされていることによると推測しておりますので、この内容の記載を計画に追記します。</p> <p>・2) 計画内(5)の「成年後見制度相談件数」は、福祉総務課に配置している福祉相談員のみを統計しており、各所管課における個別のケースワークの相談件数は含まれておりません。</p>
平成26年	27年	28年	29年	30年	令和1年	令和2年実推																																																					
256	264	271	266	229	197																																																						
	27年	28年	29年	30年	令和1年	令和2年実推																																																					
認知症	11	24	11	22	9																																																						
知的	1	0	1	1	0																																																						
精神	1	2	3	2	1																																																						
その他	0	0	0	3	6																																																						
計	13	26	15	28	16																																																						

	<p>・知的、精神の申立件数が極端に少ないです。その要因をどのように分析されていますか？また市長申立以外の知的、精神の申立件数の内訳は、どのようになっていますか？傾向に違いがあれば、その理由をご教示ください。</p> <p>・2)「その他」の区分が、近年増加の傾向にあります。知的・精神・認知症以外のどんな区分要因があるのかご教示ください。対策の必要ありと考えます。</p> <p>・市長申立件数（法人後見除く）と市民後見人数は、ほぼ同数と思われます。近年の調布市民の募集、応募状況、受任状況、そして、今後の方針も併せてご教示ください。</p> <p>-----</p> <p>●成年後見制度利用促進には、障害種別の利用者のニーズを分析し、きめ細やかなアプローチ方法やPR方法を講じていく必要があると考えます。上記は、ニーズ分析の一助として頂くために、気が付いたことを列挙してみました。</p>	<p>・成年後見制度の開始原因としては、全国的にも認知症によるものが過半数を占めていて、知的障害その他の原因と比較しても、大きな差があります。認知症高齢者と比較して知的障害者の申立件数が少ないのは、サポートできる親族がいる場合が多いため、申立てに結びつきづらいと推測しています。また、精神障害者についても、概ね同様の傾向が見られると考えてます。</p> <p>市長申立て以外の知的障害、精神障害の申立件数の内訳については、各市ごとの個別の統計が裁判所等で公表されていません。</p> <p>・2)「その他」区分は、主に、認知症と知的障害や、認知症と精神障害などの複合的な要因の案件等となります。知的障害、精神障害の相談者が高齢化に伴い、複合案件になっていると考えます。</p> <p>・令和元年の市長申し立て件数は15件（（6）表より）、受任件数は25件であり（多摩南部成年後見センターホームページより）、ほぼ同数とはいええない状況です。</p> <p>また、市民後見人候補者の募集は、多摩南部成年後見センター構成5市で毎年行っています。</p> <p>応募状況は、例年、各市1～3名程度で、受任状況は、令和元年度は、5市合計25件です。今後も、引き続き、多摩南部成年後見センター及び構成5市で連携しながら、市民後見人の育成に努めます。</p>
--	---	--

6 調布市の取組の展開

項目	No	御意見の概要	市の考え方
記述についての要望	4	<p>●全体の記述は、抽象的な記述が多いため、「具体策」の記述におおいに期待しました。しかし、例えば9ページ仕組みづくりの検討11ページの強化に努めるなどは、具体策の記述と異なるのでは？協議会、イベント等の取り組み責任部署、期日、回数等、できる限りメリハリの効いた方針の記述を要望致します。</p>	<p>ご指摘の箇所を含めた具体的取組の箇所について、全体的に見直しを行いました。</p>

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。